

「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の要約について

平成15年9月19日

大東京信用組合（略称：大信）では、平成15年3月28日に金融庁から公表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」に基づき、平成16年度までの2年間を集中改善期間とする「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を策定しましたので、その要約を別添のとおりお知らせいたします。

なお、本機能強化計画書につきましては、平成15年8月29日関東財務局に提出しております。

大信は、創業以来社是とする「信条」の第1項に「大東京信用組合は社会に奉仕する」と掲げ、中小・零細企業専門の協同組織金融機関として地域の発展に奉仕すべく、地域に密着し、「心・ふれあい」を大切にお客様の立場に立った各種業務と金融サービスの提供に積極的に取り組んでまいりました。

また、大信は平成10年に品川信用組合を、同13年に振興信用組合を、そして同14年には三栄信用組合と第三信用組合の事業を円満・円滑に譲受けて、地域経済と金融システムの安定化に少なからず貢献できたものと自負しているところでございます。

本機能強化計画の項目の多くは、創業以来地域と共に歩む姿勢のもとに実践に努めてきたものであります。これからも本計画に盛り込まれた各種施策の実行を通して地域のお客様との親密な関係を維持・強化し、お取引先企業の再生と支援を図り地域経済の活性化に寄与・貢献するとともに、大信の健全性確保と収益性向上に全力を傾注してまいります。

・別添資料：リレーションシップバンキングの「機能強化計画の要約」

以上

[本件に関するお問合せ先]

総合企画部 直通電話 03(3436)0118

[ホームページに関するお問い合わせ先]

総務部 直通電話 03(3436)0124

(大東京信用組合)

機能強化計画の要約

1. 基本方針

当組合は創業以来、協同組織の金融機関として地域に密着し、地域に奉仕することで、地元の組合員・お取引先の皆様に信頼される大信でありたいと願って業務運営に取り組んでまいりました。

このたび、「リレーションシップバンキングの機能強化計画に関するアクションプログラム」を策定いたしました。

今般示された項目の多くは、これまでに当組合が掲げてきた上記の経営理念とも符合するものであり、また、その多くは実践に努めてきたものであります。

長引く不況下で、私共の主要なお取引先である中小零細企業の業況は一段と厳しさを増している中、地域金融機関として地域産業の再生・支援と地域経済の活性化への取組みに対する役割の重要性を改めて認識いたしているところであります。

一方、こうした中小零細企業の再生・支援を力強く推進してゆくためには、自らの経営の健全性と収益性の確保が何よりも重要であり、そのための収益力・経営管理体制の強化に努め「頼りになる大信」たるべく以下の項目に真摯に取り組んでまいります。

2. アクションプログラムに基づく個別項目の計画

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
中小企業金融の再生に向けた取組み					
1. 創業・新事業支援機能等の強化					
(1) 業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	<ul style="list-style-type: none"> 店舗別審査担当制により地区事情を反映 審査担当者のレベルアップと態勢強化中 	<ul style="list-style-type: none"> 研修制度充実により審査及び融資相談対応能力アップを図る 特定業種や創業支援に係る専門審査担当の養成とチェックポイントのマニュアル化 	<ul style="list-style-type: none"> 外部研修受講と内部研修の強化 特定業種等専門審査担当者の配置態勢の確立 	<ul style="list-style-type: none"> 研修の継続実施 審査手引書設定(フィック・インタシアル) 取組み実績の検証と効果的施策 	<ul style="list-style-type: none"> 問題解決型の融資渉外への能力向上を図り、審査のスピード化により融資ニーズに応える態勢をつくる
(3) 産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画	<ul style="list-style-type: none"> 参画を予定 	<ul style="list-style-type: none"> 産業クラスターへの参画により、ネットワークを構築(専担設置) 	<ul style="list-style-type: none"> 「産業クラスターサポート会議」への参画 融資審査態勢の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 新事業・創業支援のため新商品を開発し積極的な推進を展開 	<ul style="list-style-type: none"> 資本とみなされる超長期運転資金や無担保小口資金(ビジネススモールローン)などの貸出商品の品揃えを図る

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
(4) ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調投融資等連携強化	・日本政策投資銀行を除いて、代理店契約による代理貸付が主体となり個別対応中	・ベンチャー企業向けの中小公庫などの代理貸付及び併せ貸しの取組み ・商工中金との協調融資	・中小公庫、商工中金、国民生活金融公庫等との情報交換 ・業務部と融資部に担当窓口を設置 ・各業務委託機関との情報交換とそれに基づく協議・すり合わせベンチャー企業向けを推進	・代理貸付、協調融資の具体的取組 ・上部団体との連携強化による情報の共有化	・ベンチャー企業向け業務に関するノウハウの多さ、取組み実績等から商工中金との協調が、信組の取引先には適合し易いものと判断する
(5) 中小企業支援センターの活用	・推進態勢を準備中	・中小企業支援センターとの連携強化窓口の設置 ・情報提供	・中小企業支援センターとの情報交換により、資金相談業務の研究 ・しんくみテレホン相談室の有効活用	・相談窓口の設置と相談員の配置 ・ホームページによる情報開示の実施	
2.取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化					
(1) 経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	・経済講演会、中小企業経営者研究会、景況調査等を実施中	・経済講演会、研究会の充実 ・景況調査の充実、継続実施 ・不動産売買情報の提供 ・異業種交流会の設置によるビジネスチャンスの提供	・年3回実施 ・年2回実施 ・上期：専門チームを本部内に設置 ・下期：専門チームを本部内に設置	・年3回実施 ・年2回実施 ・下期までに実施 ・下期までに実施	・上部団体等との連携により従来の研修に加えて経営情報やビジネス・マッチング情報の内容を充実させ、取引先ニーズにお応えできる態勢を確立する
(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	・健全債権化及び不良債権の新規発生防止に努めているが、より積極的な対応に向けて体制を整備中	・事業再生プロジェクトチームの創設 ・審査部内に再生担当専任者を配置 ・審査能力向上の為の研修実施 ・債務者区分ランクアップ基準の制定 ・ランクアップ先の公表	・事業再生プロジェクトチームを発足 ・企業再生支援人材育成のための研修参加 ・対象となる企業の選定と支援策の研究	・前年度取組み実績の検証による改善策の検討(成功例・失敗例に基づく施策の見直し) ・業績評定にランクアップ実績の組み入れ ・ランクアップ実績(先数)の公表	・金融検査マニュアル(中小企業編)に対応した自己査定基準に基づき、顧客との相互理解を深め推進する

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
3.早期事業再生に向けた積極的取組み					
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手	・早期事業再生ガイドラインに沿うべく取組み開始	・事業再生プロジェクトチームの創設 ・研修会参加、人材育成 ・外部コンサルタント等との提携 ・事業再生に向けた商品開発	・事業再生プロジェクトチームによる推進 ・外部コンサルティング先の選定と提携の具現化 ・資本とみなせる商品開発の具現化	・再生見込先の選定と補充 ・改善計画の策定等支援策の実行 ・経過、実績の分析・把握とそれに基づく対応策強化	・対象となる取引先層に対し、積極的なアプローチを実施する ・超長期運転資金による安定した資金提供の実現を図る
(4) 「中小企業再生型信託スキーム」等、RCC信託機能の活用	・未活用であるが実現に向けてRCCと折衝中	・事業再生プロジェクトチームの創設 ・RCCとの連携強化による案件の肩代わり	・事業再生プロジェクトチームによる推進 ・RCC企業再生一部と個別肩代り先について検討 ・再生型信託スキームについて上部団体へシジケート化等の打診	・RCCとの連携を深め、個別先の肩代わりを推進 ・取組み実績とその効果を検証し、次年度以降の対応を充実強化	・バブル経済の崩壊、或いは金融機関の破綻によって、RCCへ移管された企業の中で再生の期待できる先を積極的に支援していく
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	・新たな取組み中	・事業再生プロジェクトチーム内に専担者を設置し専門家とのネットワークを構築	・支援協議会への参加と情報交換並びに案件の発掘と推進	・案件の具現化 ・ネットワーク機能の定着化	
4.新しい中小企業金融への取組みの強化					
(1) ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等。第三者保証の利用のあり方	・ローンレビューの態勢確立に取組み中 ・スコアリングモデルの作成を検討中 ・資力に基づく第三者保証を推進中	・審査能力向上の研修 ・キャッシュフローの重視 ・ローンレビューの徹底 ・過度な第三者保証に依存しない取組みの推進	・審査能力の向上に向け内外の研修への参加 ・過度な第三者保証に依存しない取組みの徹底	・キャッシュフローを重視する審査とそのモニタリング方法の策定 ・ローンレビューの徹底	・17年度には住宅ローンなど消費者資金からスコアリングモデルの活用を行い融資の迅速化を図る ・計画通り改善が進んだ企業に対する優遇措置の適用を図る
(4) 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	・融資プログラムに向け研究中	・法人信用格付先から対象先を抽出 ・融資プログラムの整備	・割手特別枠による優遇融資の取組み	・法人信用格付制度による融資プログラムの整備 ・新商品への取り組みと実行(小口事業資金)	・融資プログラム化を背景として、融資のクイックレスポンスを実現する ・対象先を選定し、小口無担保事業資金の商品化を図り、一定のロッドで販売を行なう

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
(5) 信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	・法人格付制度の試行的かつ段階的に取組み中	・法人信用格付システムの稼働 ・個人格付導入 ・ポートフォリオの適正な管理	・信用リスクの計量化に向けた格付制度の整備 ・各種データの整備と分析	・個人格付制度の導入 ・法人格付制度の本格稼働 ・ポートフォリオ管理態勢の整備	・融資プログラム化のための格付制度の整備は不可欠であり並行作業として進める ・17年度には格付けデータ、CRDの活用による商品開発
5.顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化					
(1) 銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	・事務ガイドラインに沿うべく取組み中	・取引約定書の様式変更 ・貸付契約、保証契約などの重要事項に関する説明態勢の体系化 ・内部規程の制定	・確認書類作成の段階的な着手	・内部規程の策定と研修の実施 ・説明態勢の体系化	・取引約定書の双方の対等契約への変更を行う ・重要事項の説明態勢を改善し体系化する ・17年度には諸契約書の複写式を導入する
(2) 「地域金融円滑化会議」の設置・開催	・会議の情報収集	・都信協及び出席した他組合からの情報収集を図る ・上部団体と連携した相談窓口の設置	・収集した情報の業務へ反映する態勢構築	・「地域金融円滑化会議」や苦情相談窓口からの情報フィードバック態勢の確立	・借り手と貸し手の双方が共通の認識に立った上で、取引先ニーズに沿った融資態勢を推進する
(3) 相談・苦情処理体制の強化	・体制の整備強化中	・上部団体と連携し体制を整備する ・「お客様相談室」(苦情専用ホットライン)の創設 ・「一報・報告」の導入と管理体制の構築 ・「お客様相談室」の強化体制を図る	・体制の整備(上期) ・「お客様相談室」の設置(下期) ・「一報・報告」の導入(上期)	・体制を強化と「お客様相談室」、「一報・報告」の活用	・コンプライアンスの全体レベルでの定着化・管理体制の一元化を図る ・「一報・報告」とは問題が発生した場合に、速やかに経営トップに伝え、早期解決を目指すシステムである
6.進捗状況の公表	・個別計画の公表を当組合のマニフェストと位置付け準備中	・コミュニティに富んだ透明度の高い内容と方法により公表	・機能強化計画の公表、情報開示基準の改定、4月～9月の実績はホームページで開示、次いで詳細はディスクロージャー誌により公表	・16年3月期以降、半期ごとにホームページ、ディスクロージャー誌による公表	

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み					
1.資産査定、信用リスク管理の強化					
(1) 適切な自己査定及び償却・引当の実施	<ul style="list-style-type: none"> 自己査定及び引当基準に基づき実施 引当の実施はデータ蓄積期間中により経過措置で実施 	<ul style="list-style-type: none"> 監査法人の指導による査定者能力アップ 査定の厳格化のシステムと検証ルールの見直し 信用組合の情報センター(SKC)の自己査定システムの導入を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 自己査定関連規程の見直し 15年度仮決算より既存データ実績による引当基準に改正 研修の強化による内部査定者ライセンス制を導入 	<ul style="list-style-type: none"> 自己査定の集計システムの見直し 格付と査定・担保評価のSKC統合システムへの加入 	<ul style="list-style-type: none"> 事務ガイドラインと金融検査マニュアル(中小企業編)と整合を図るため、自己査定基準の改正を行ない、事業再生取組み適切化・健全化を促進する
(1) 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	<ul style="list-style-type: none"> 一部に鑑定評価を導入 二次ロス発生に備えて掛目を検討中 	<ul style="list-style-type: none"> 担保処分実績データの蓄積により、評価方法を検討する 不動産担保評価システムを導入する 	<ul style="list-style-type: none"> 処分実績データに基づく適正掛目を策定する 	<ul style="list-style-type: none"> 不動産担保評価システムを導入する。 信用リスク管理への応用策の検討 	
(1) 金融再生法開示債権の保全状況の開示	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年3月期は金融庁所定の開示基準に基づき開示を実施。 半期の保全状況の開示システムに対応中 	<ul style="list-style-type: none"> 自己査定委員会において自己査定システムの精度を上げる開示検証システム開発する。 信組情報センターの不動産担保管理評価システムを導入 	<ul style="list-style-type: none"> 保全状況の開示システムの開発 	<ul style="list-style-type: none"> 保全状況の開示システムの完成 不動産評価システムを導入 	
2.収益管理態勢の整備と収益力の向上					
(2) 信用リスクデータの蓄積、債務者区分と整合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	<ul style="list-style-type: none"> データ蓄積、内部格付制度、適正金利設定基準の整備に取組み中 	<ul style="list-style-type: none"> 格付と区分との整合性を図り、法人格付制度を完成させた後、個人格付制度を導入 格付、区分に連動した金利体系を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 格付と区分との整合性に向けた基準改定の検討 格付遷移分析と倒産実績分析に着手。 リスク金利体系の改定と試行実施 	<ul style="list-style-type: none"> 個人信用格付システムを導入 法人格付制度を定着化させ取組方針、設定金利の基準を改定 	
3.ガバナンスの強化					
(2) 半期開示の実施	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年9月期は項目を限定し開示 平成15年9月期は業界基準に基づく開示を準備 	<ul style="list-style-type: none"> 上部団体との意見交換結果と業界基準を踏まえ当組合の情報開示基準を改定し、業界基準に沿って平成15年9月期より半期開示を定例化 	<ul style="list-style-type: none"> 9月期半期ディスクロージャー誌による開示 	<ul style="list-style-type: none"> 以降定例化 	

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備考 (計画の詳細)
			15年度	16年度	
(2) 外部監査の実施対象の拡大等	<ul style="list-style-type: none"> 監査法人による監査は決算業務から内部統制まで実施 	<ul style="list-style-type: none"> 外部監査の対象に営業店監査を加える 監査結果を内部監査への充実に図るべく活用 	<ul style="list-style-type: none"> 外部監査による営業店監査・経営者との意見交換会の実施 常勤監事と内部監査部門及び顧問弁護士、公認会計士、信組監査機構とのコミュニケーション強化 	<ul style="list-style-type: none"> 継続実施 	
(2) 総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 現在の選考手続基準についての透明化と意見の反映については検討中 総代に準ずる組織として、独自の評議員会制度により機能補完 	<ul style="list-style-type: none"> 上部団体の研究会検討結果を踏まえ、意見反映の仕組みの整備 これまで以上の役職員の組織的訪問等による紐帯強化 	<ul style="list-style-type: none"> 他協同組織金融機関の取組事例等情報を収集 総代評議員への組織的訪問を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度実績施策を継続 上部団体の研究会結果を踏まえた規程の改定 	
(2) 中央機関が充実を図る個別金融機関に対する経営モニタリング機能等の活用方針	<ul style="list-style-type: none"> 上部団体による経営資料や統計資料は内容分析を実施中 経営に反映させるべく活用を検討中 	<ul style="list-style-type: none"> 上部団体のモニタリング並びに金融庁オフサイトモニタリングの内容を経営に生かす仕組みを構築 所管部署毎の対応レポート策定による経営への反映 	<ul style="list-style-type: none"> 上部団体との意見交換と資料の見直し分析に基づく活用方針を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 部策定の活用方針改善策による機能強化 	
4. 地域貢献に関する情報開示等					
(1) 地域貢献に関する情報開示	<ul style="list-style-type: none"> 地域貢献活動の状況開示はディスクロージャー誌等に掲載中 更なる充実に向けて努力中 	<ul style="list-style-type: none"> 従来の開示に加えて全信中協から示された開示例に沿った開示基準の作成 開示方法についてはホームページも活用 	<ul style="list-style-type: none"> 11月を目処に全信中協が示した開示例に沿ってミニディスクロージャー誌に掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 従来からの開示方法にホームページを加え定期的の開示 	

3.その他関連する取組み

項 目	具 体 的 な 取 組 み
<p>・中小企業金融の再生に向けた取組み 1. 創業・新事業支援機能等の強化 (2)企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・休日研修による意識高揚と能力ボトムアップ ・全信中協、都信協が主催する研修への人材派遣 ・上記研修受講者を講師とする研修の実施 ・外部機関主催の専門的研修への人材派遣 <p>単なる財務分析とは異なった「目利き」のできる人材の育成。</p>
<p>・中小企業金融の再生に向けた取組み 2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化 (4)中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・休日研修等による職員のレベルアップ研修の実施 ・融資渉外を対象とするFP資格取得の奨励 ・全信中協、都信協主催の中小企業支援スキルアップ講座への人材派遣 ・外部講師による資産査定を中心とした研修の実施 <p>取引先の多様なニーズに応えられるよう職員の企業に対する相談等の企業支援スキルの向上を目指す。</p>
<p>・中小企業金融の再生に向けた取組み 3. 早期事業再生に向けた積極的取組み (7)企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全信中協を中心とする各種研修会への人材派遣 ・外部専門家(公認会計士、弁護士、コンサルタント等)による教育、研修の実施 ・CFM等、M&A能力向上に資する各種研修への参加と内部研修の実施
<p>・各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み 5. 法令遵守(コンプライアンス) 行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本部各部に法務担当者を特定し、その内常任委員により構成する法務部会の創設 ・コンプライアンスオフィサーの一層の啓蒙、充実に資する研修の実施 ・コンプライアンスマニュアル等の適時見直し ・不祥事、トラブル等に係る第一報システムの徹底 ・金融内部監査人有資格者による内部監査に関する研修の実施 <p>金融機関は他の業界にもまして、法令等の遵守が強く求められる。形式の整備ではなく、役職員全員の認識と実効の上がる体制を整備する。</p>